第6号様式の次に次の二様式を加える。

第6号の2様式（第25条の4の2関係）

積み重ねるように設計された容器にかかる質量の表示




注　＊には最大許容積重ね質量をキログラム単位で記載すること。

第6号の3様式（第25条の4の2関係）

積み重ねるように設計された容器以外の容器の表示




附　則

（施行期日）

**第一条**　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

**第三条**　この告示による改正前の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第十五条第一項第一号及び第十八条の七の二第一号の規定による第一類白標札、第十五条第一項第二号及び第十八条の七の二第二号の規定による第二類黄標札、第十五条第一項第三号及び第十八条の七の二第三号の規定による第三類黄標札及び第十五条第一項第五号及び第十八条の七の二第五号の規定による臨界安全指数標札は、改正後の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

**第四条**　この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札又は標識、第七条の三第四項第三号、第十条の三及び第十六条の二第十一項の規定による高温注意用表示、第七条の四第一項及び第十条の三の規定による少量危険物用表示、第七条の四第二項の規定による微量危険物用表示、第十四条の二の二の規定によるオーバーパック表示、第十六条の二第十二項の規定によるくん蒸注意用表示、第十六条の二第十四項の規定による冷却剤注意用表示、第二十五条の四第五号の規定によるサルベージ容器の表示並びに第二十五条の四第一項第六号、第二十五条の四の二第五号及び第二十五条の五第四項の規定による表示は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

2　新危告示第二十五条の四の二第六号及び第八号の規定による表示は、平成二十八年十二月三十一日までの間、適用しない。

3　新危告示別表第一にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4　新危告示別表第一備考10によるSP372(1)による表示は、平成二十七年十二月三十一日までに製造されるものには適用しない。

**○国土交通省告示第千百八十三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十条の二第九項及び第十項、第三十八条の四第十八項及び第十九項並びに第四十二条の三第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

なお、租税特別措置法施行令第二十条の二第九項、第三十八条の四第十九項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第三百九十五号）は廃止する。

平成二十六年十二月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　租税特別措置法施行令第二十条の二第九項、第三十八条の四第十八項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項及び次項において「法」という。）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション（以下この項において単に「施行再建マンション」という。）の住戸の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　施行再建マンションの住戸の規模が、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行規則」という。）第十五条第一項第一号に掲げるものであること。

二　施行再建マンションが施行規則第十五条第二項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該施行再建マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げるものであること。

イ　施行再建マンションの各戸の専有部分（法第二条第一項第十三号に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の床面積の平均が、次の(1)から(3)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める値以上であること。

(1)　法第二条第一項第六号に規定する施行マンション（以下この項において単に「施行マンション」という。）に現に居住する施行規則第十五条第一項第一号に規定する単身者（以下この項及び次項において単に「単身者」という。）の居住の用に供する住戸　二十五平方メートル